

## Client Alert

16 March 2026

## 米国：IEEPA 関税の無効判決後の還付、通商法第 122 条関税、関税合意や他の関税政策の動向

### 日本語版に関する お問い合わせ先



板橋 加奈  
パートナー  
+81 3 6271 9464  
[kana.itabashi@bakermckenzie.com](mailto:kana.itabashi@bakermckenzie.com)



長谷川 匠  
シニア・アソシエイト  
+81 3 6271 9540  
[takumi.hasegawa@bakermckenzie.com](mailto:takumi.hasegawa@bakermckenzie.com)



藤原 総一郎  
アソシエイト  
+81 3 6271 9707  
[soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com](mailto:soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com)



高波 巧  
アソシエイト  
+81 3 6271 9453  
[taku.takanami@bakermckenzie.com](mailto:taku.takanami@bakermckenzie.com)

2026年2月20日、米国最高裁判所は Learning Resources, Inc. v. Trump 事件において、国際緊急経済権限法（IEEPA）が大統領に関税を課す権限を付与していないとの判決を下した。一方で、還付の可否や手続については判断せず、その点に関する判断を下級審である米国連邦国際貿易裁判所（CIT）に委ねた。2025年1月のトランプ大統領の就任以降、IEEPAに基づき課されていた関税は全て無効となり、2026年2月24日以降、米国税関・国境警備局（CBP）はIEEPAに基づく一連の関税の徴収を行っていない。

IEEPAが大統領に関税賦課権限を与えないとされたことにより、トランプ政権は別の権限や新たな関税措置へ移行しているが、米国への輸入事業者や、二国間合意枠組みに依拠していた企業は、短期的な混乱への対応が必要となる。

弊所では、既に[本判決の概要](#)や[関税還付のために取るべき対応](#)についてアラートを公表しているが、本アラートでは、その後の動向や今後の企業の取るべき行動について触れていきたい。

### 還付請求に関する最近の動向

2025年12月、CITは、IEEPA関税の還付を求める輸入者による多数の新規訴訟提起を受け、処理を停止（stay）しており、その中で、「Learning Resources 事件における最終的かつ上訴不能な判断が下された後、新たなIEEPA関税事件の解決に向けた適切な次の措置を決定することを予定している」（“expects to determine the appropriate next steps for resolution of the New IEEPA Tariff Cases following a final, unappealable decision in [Learning Resources].”）と述べていた。CITは、正式には処理停止を解除していないものの、一部の事件では、原告らが解除を求める動きを見せている。

一方、本判決の関連事件である V.O.S. Selections 事件を判断した連邦巡回控訴裁判所（CAFC）は、2026年3月2日付で同事件における命令（mandate）の即時発出を命じた。本命令により、CITは V.O.S. Selections 事件についても本判決に沿った形での処理が可能となる。

さらに、2026年3月4日、CITのリチャード・K・イトン判事は、IEEPA関税の還付を求める事件の一つにおいて、CBPに対し、「IEEPA関税の対象となっている未清算の輸入申告については、IEEPA関税を考慮することなく清算すること」を命じた。これは、IEEPA関税を支払った輸入者に対する救済措置について、統一的な還付対応が必要であることを強調するものである。これに対し、3月6日、CBPは、現行のCBPの人的及び技術的リソースでは、直ちに命令に沿った清算対応をすることは困難であると主張した。その一方で、輸入者への還付額の算定及び支払手続に対応するよう、CBPの電子通関システム（ACE）を45日以内に改修することは可能であるとの見解を示した。

## 英語版アラートに関する お問い合わせ先



Christine Streatfeild  
Partner  
Washington, DC  
+1 202 835 6111  
[christine.streatfeild@bakermckenzie.com](mailto:christine.streatfeild@bakermckenzie.com)

仮に 45 日以内に CBP によって、還付支払の手續に関して、システムの導入が公表されれば、還付を求める企業は、訴訟提起とは別の手段で還付を受けられる可能性が出てくる。

### 1974 年通商法第 122 条に基づく 10% 関税

トランプ政権は、米国最高裁判所の本判決を受け、判決日当日に 1974 年通商法第 122 条に基づく一律 10% の追加関税を発動した。また、2 月 21 日、トランプ大統領は、関税率を 10% から 15% へ引き上げる考えを示唆した。

1974 年通商法第 122 条に基づく追加関税措置は最長 150 日間に限定されており、米国議会による期限延長が認められない限り、2026 年 7 月 24 日に失効する予定である。この追加関税は、1962 年通商拡大法第 232 条に基づく関税を除いた、他の全ての関税、税金、手数料及び課徴金に上乗せして適用される。

もともと、1974 年通商法第 122 条は「国際収支の緊急事態 (balance of payments emergency)」の存在を要件としており、単なる貿易赤字では足りないこととされていることから、その適法性について疑問が呈されている。

「国際収支」とは、一国と世界との間の経済取引記録全体を指すものであるのに対し、貿易赤字はその一構成要素に過ぎない。今回の措置は、法的根拠が脆弱で、期間制限が厳しく、かつ、潜在的な訴訟リスクがあることを踏まえると、恒久的な代替策というよりも、暫定的な措置にとどまる可能性が高い。

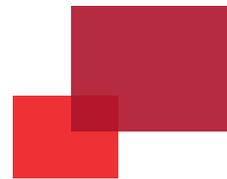
### 既存の関税合意の今後の不透明感

米国最高裁判所の本判決は、締結済みの二国間関税合意が引き続き有効なのかについても疑念を生じさせている。トランプ政権は、関税合意は有効であると主張しているものの、依然として、その合意内容の各国での批准手續が必要であるものが多く残っている。日本は従前の関税枠組みの下で交渉された合意を遵守する意向を示している一方で、他の法域では本判決の影響を詳細に検討する動きがある。欧州議会は、EU・米国間協定への影響を評価するため、臨時会合を招集した。また、米国とまだ合意内容を最終化していない国々との交渉に、本判決がどのような影響を及ぼすかも不透明である。トランプ政権が（後述する）1962 年通商拡大法第 232 条及び通商法第 301 条をどのように今後運用するかを明確にするまで、各貿易相手国が合意事項の実施を停止する可能性が出てきている。トランプ大統領と中国の習近平国家主席の会談にも注目が集まっており、両国の現行の関税措置体制が維持されるかが見極められる見通しである。米国による暫定的な 10% の追加関税措置は、今後の不透明感を解消するものではない。

### 1962 年通商拡大法第 232 条及び通商法第 301 条関税は継続

1962 年通商拡大法第 232 条（国家安全保障上の脅威への対応）及び通商法第 301 条（不正な外国通商慣行への対応）に基づく関税賦課権限については、引き続き有効なものとされており、トランプ政権の関税政策を推進するための有効な法的手段として、今後活用範囲が拡大される可能性もある。

1962 年通商拡大法第 232 条に基づく関税賦課権限は、適用範囲は限定的であることが多いものの、産業レベルでは大きな影響を及ぼし得るものであり、適用前に調査手續が必要である点や、政権の国家安全保障判断についての裁量に対しては、司法が政権の判断を尊重する姿勢を長年維持してきたこ



とを踏まえると、政権にとってより持続性の高い手段であると考えられている。また、通商法第 301 条も、不公正又は差別的な外国通商慣行が認められれば、有効な法的手段となり得る。いずれの法的手段も、現行のトランプ政権の関税政策の中心的役割を担っていくと見込まれ、これらに基づく既存の関税は引き続き有効ということになる。

## 更新期限を控えた USMCA 交渉

米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）は、2026 年 7 月 1 日の更新期限を控えており、その動向が今後の米国の通商政策の方向性を示す重要な指標となっている。USMCA は北米自由貿易協定（NAFTA）に代わるものとして導入され、将来の通商協定の雛形となる最も現代的な通商協定として評価されてきた。

USMCA による競争力の強化、製造業界の柔軟性向上、国境を越えた北米市場統合への貢献を理由に、産業界、学界、政界関係者の大半は、USMCA の更新に賛同している。一方で、国内産業保護の不均衡や、AI とデータガバナンスへの監視能力を制限するデジタル貿易規制への懸念を理由に、労働者団体や消費者団体はより慎重な姿勢を示している。

USMCA は更新される可能性が高いものの、一定の修正が加えられることが想定されており、トランプ政権も強い交渉力を発揮していく見込みである。企業にとって、USMCA は法的枠組みとして高い予見可能性を持ち、関税リスクを緩和し、米国の通商政策の変動の中でサプライチェーン計画を支える重要な安定化メカニズムとして機能している。

## 企業にとっての選択肢

米国最高裁判所の本判決により IEEPA 関税は無効とされたものの、関税還付を含め、依然として多くの課題がある。関税還付を求める企業は、既に米国連邦国際貿易裁判所（CIT）に還付請求を提起している数千の輸入者に加わることも検討すべき選択肢である。

未清算の IEEPA 関税の還付についての 2026 年 3 月 4 日付の CIT の命令への CBP の対応、そして CBP が 45 日以内に還付支払の手のシステムの導入を実施するか否かの動向は、訴訟外の手段で、輸入者が還付請求を行う道筋を示すものといえるが、依然として不透明性は残っているといえる。CIT における還付請求訴訟の手続は現在も継続中であり、今後急速に展開する可能性もある。

また、上述した通り、1962 年通商拡大法第 232 条及び通商法第 301 条に基づく関税が、今後の米国の通商政策の中心的役割を担うことが見込まれる。企業は、関税率や関税措置の実施時期を注視し、サプライチェーンに与える影響を再評価するとともに、対応計画を強化すべきである。

弊所では、企業個別の状況を踏まえた関税還付に向けた対応のサポートを提供しております。訴訟提起を検討される場合や関税清算が生じた場合には、弊所までお問い合わせいただければと存じます。

詳細やご質問等については、弊所国際通商グループまでご照会ください。